

## 麻薬施用者免許申請(法第 3 条)

### 1 内容

疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付するためには、あらかじめ免許を受けなければなりません。免許を受けることができるのは、医師、歯科医師、又は獣医師に限られます。

申請者は、免許を受ける医師等の個人です。

### 2 提出書類、部数

- ・麻薬施用者免許申請書 2部
  - ・診断書 2部(1部は写し可)
  - ・医師、歯科医師、又は獣医師の免許証写し(新規申請時のみ) 2部
  
  - ・新たに麻薬診療施設となるのに伴う手続きの場合  
麻薬保管庫(麻薬金庫)の構造・設備をしめすもの(図面又は写真)  
麻薬金庫の設置場所を示した診療施設の平面図を添付してください 各2部
  - ・院外の麻薬処方せんのみを交付し麻薬を所有しない場合は、金庫の設置は不要です。申請書備考欄にその旨を記載してください。
- ※ 各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

### 3 手数料

3,900円

### 4 申請時期

麻薬の施用を開始する前(余裕を持って申請してください)

### 5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

### 6 その他

麻薬施用者免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。